

令和5年度 第1回 北海道社会福祉審議会 地域福祉支援計画専門分科会

次第

1. 開会挨拶
2. 議事（北海道地域福祉支援計画の策定）
 - (1) 第2期計画の検討の進め方等
 - (2) 第1期計画について
 - (3) 第2期計画について
 - ① 国による計画策定ガイドライン
 - ② 第2期計画の策定方針（案）
3. その他



かでの 2.7（1040会議室）
【14：00～】

〔 令和5年6月13日（火） 〕

専門分科会委員名簿

(敬称略)

区分	所属	氏名	出席状況
▶ 高齢・障がい・児童・その他の福祉に関する共通事項			
1	北星学園大学 社会福祉学部 教授	岡田 直人	オンライン
2	北星学園大学 副学長	中村 和彦	現地
3	藤女子大学 名誉教授	橋本 伸也	現地
4	(一社)北海道医師会 副会長	藤原 秀俊	現地
▶ 福祉人材養成・確保			
5	(公社)日本介護福祉士養成施設協会 北海道支部	澤田 乃基	現地
6	(社福)北海道社会福祉協議会 副会長	高江 智和理	—
▶ 福祉サービスの適切利用推進・基盤整備			
7	(労協)ワーカーズコープ・センター事業団 北海道事業本部 本部長	平本 哲男	現地
▶ 市町村が行う「我が事・丸ごと」への支援			
8	(社福)ゆうゆう 理事長	大原 裕介	—
9	(公財)北海道民生委員児童委員連盟 会長	佐川 徹	—
10	(社福)禎心会 介護老人福祉施設ら・せれな 施設長	村山 文彦	—

2 (1) 第2期計画の検討の進め方等

1 検討の進め方

- ✓ 北海道社会福祉審議会地域福祉支援計画専門分科会での審議を踏まえるとともに、道議会の議論や道民の皆様からのご意見も参考にしながら検討を行う。

2 今年度のスケジュール

	年 月	項 目	主な議題
令和5年	6月中旬	専門分科会【第1回】★	検討の進め方、第2期計画の策定方針
	7月下旬	専門分科会【第2回】★	現状と課題、基本方針（柱、施策項目等）
	9月中旬	道議会への報告	[計画骨子]
	10月下旬	専門分科会【第3回】★	主な施策の展開方向
	11月下旬	道議会への報告	[計画素案]
	12月中旬	パブリックコメント	広く道民からの意見を募集
令和6年	1月中旬	専門分科会【第4回】★	計画案
	2月下旬	道議会への報告	[計画案]
	3月下旬	計画決定	

2 (2) 第1期計画について

1 第1期計画の策定背景

- ✓ 道ではこれまで、「北海道保健医療福祉計画」において、地域福祉分野の取組も一体的に掲載してきたが、平成29年度に同計画が終了するに当たり、**審議会の提言を踏まえ、個別計画として第1期の北海道地域福祉支援計画を策定した。**

2 計画の概要

- ✓ 福祉の各分野の上位計画として、平成30年度から令和5年度までの**6年間を計画期間**とする。

3 基本的な考え方

- ✓ 「**安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現**」をめざす姿として、「3つの施策の柱」のもと、実効性ある施策を着実に推進する。

4 主な施策体系

<p>柱Ⅰ</p> <p>地域福祉を支える【人づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> i 地域福祉を担う人材の確保と資質の向上 ii 地域福祉の核となる次世代の育成 	<p>柱Ⅱ</p> <p>支え合いの【仕組み(基盤)づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> i 希望や自立につなぐセーフティネットの整備 ii 福祉サービスにおける基盤整備の促進 iii 災害時に備えた地域支援体制の構築 iv 権利擁護体制の充実 	<p>柱Ⅲ</p> <p>暮らしやすい【地域づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> i 地域福祉計画の推進支援 ii 住民主体による支え合いの地域づくり iii ユニバーサルデザインのまちづくり iv 他分野との連携
---	--	---

2 (3) 第2期計画について－① 国による計画策定ガイドライン

- ✓ 令和2年の改正社会福祉法による現行のガイドラインでは、都道府県が策定する**地域福祉支援計画に盛り込むべき事項**として、**以下の5つ**が掲げられている。
- ✓ これらを踏まえて策定しなければ、社会福祉法上の支援計画としては認められないものとされていることから、**今年度に策定する第2期計画には、確実に盛り込んでいく必要がある。**

No.	法定5項目	→	主な取組例
1	高齢・障がい・児童その他の福祉に共通して取り組むべき事項		分野横断的な福祉サービスの展開、制度の狭間にある課題への対応等
2	市町村の地域福祉推進を支援するための基本的方針に関する事項		市町村への広域的支援や福祉サービスに関する情報収集・提供等
3	社会福祉事業の従事者確保と資質向上に関する事項		福祉従事者に対する養成研修や知識・技術向上のための研修等
4	福祉サービスの利用促進、社会福祉事業の健全発達のための基盤整備に関する事項		市町村における相談支援体制やサービス供給体制の確立に向けた助言等
5	市町村における包括的な支援体制の整備支援に関する事項		市町村単独では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築等

2 (3) 第2期計画について－② 第2期計画の策定方針（案）



第2期計画の策定方針（案）

- ✓ 社会構造や制度の変化等を踏まえ、第1期計画の「めざす姿」や施策体系等を基礎としつつ、**第2期計画については、次の考え方を中心として策定したい。**

Point

1 国ガイドラインを踏まえた策定

① 福祉の各分野における共通的取組

② 市町村の地域福祉推進を支援する基本的方針

③ 社会福祉事業の従事者確保と資質向上

④ サービス利用促進と社会福祉事業の基盤整備

⑤ 市町村における包括的な支援体制の整備

Point

2 地域特性に応じた市町村支援の充実

- 全市町村での地域福祉計画策定に向けた広域的支援
- 地域における好事例の集約・情報提供や現地支援

Point

3 法制度の改正や社会情勢の変化を踏まえた取組の推進

- 改正社会福祉法の趣旨（地域共生社会の実現）を踏まえた取組
- 官民が連携の上、社会全体で取り組むことが求められている取組
 - ▶ 互いに支え合う交流の場の確保や仕組みづくり
 - ▶ 多様な支援ニーズに対応するための属性を問わない相談支援体制づくり
 - ▶ 孤独・孤立対策に関する関係団体との連携強化や支援情報の発信 など

関連資料

- P 6 地域福祉支援計画の趣旨目的
- P 7 市町村計画と都道府県計画について
- P 8～9 国による計画策定ガイドライン（法定5項目の詳細）
- P 10～12 市町村計画の策定状況（令和4年度時点）
- P 13 共生社会の実現に向けた地域における相互扶助の仕組みづくり
- P 14 多様な支援ニーズに対応するための属性を問わない相談支援体制づくり
- P 15 孤独・孤立対策に関する関係団体との連携強化や支援情報の発信

* 地域福祉支援計画の趣旨目的

1 基本的な考え方と計画の位置付け

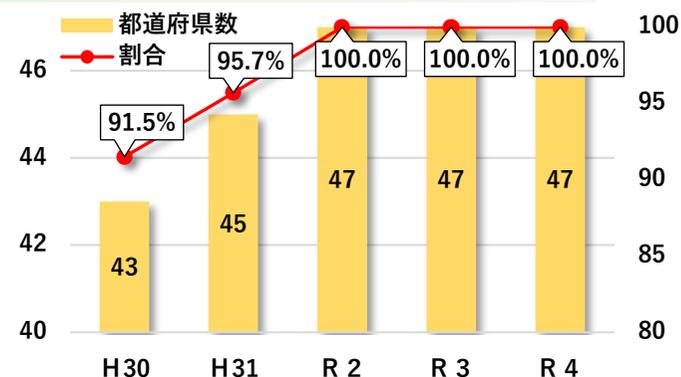
- ✓ 市町村が策定する「地域福祉計画」は、**住民の参加を得て地域課題を明らかにするとともに**、その解決に向けた施策の内容や量、体制等について、多様な関係機関と協議の上、**目標を設定し、計画的に整備していくもの**。
- ✓ 都道府県は、高齢者・障がい者・児童その他**福祉の各分野に共通的な事項を記載する上位計画**として、「地域福祉支援計画」により**市町村における地域福祉の支援に関する事項**を一体的に定めることが努力義務とされている。

改正社会福祉法

- ▶ **平成30年4月施行：地域福祉計画の充実**
…地域福祉（支援）計画の策定を努力義務化（従前は策定任意）
- ▶ **令和3年4月施行：市町村における包括的な支援体制の構築**
…重層的支援体制整備事業の法定化（複雑化する支援ニーズへの対応）

2 全国的な策定状況（令和4年度時点）

- ✓ 全国市町村による「地域福祉計画」の策定率
… **84.8%**（道内市町村は**63.1%**）
- ✓ 都道府県による「地域福祉支援計画」の策定率
… **100.0%**



* 市町村計画と都道府県計画について

- ✓ 地域福祉の推進に関する市町村計画と都道府県計画は、いずれも社会福祉法に規定されているものであり、現行法上の位置付けは下表のとおりである。

区 分	(市町村) 地域福祉計画	(都道府県) 地域福祉支援計画
根 拠	社会福祉法第107条	社会福祉法第108条
義務規定	努力義務	
趣 旨	住民の参加を得て地域課題を明らかにするとともに、その解決に向けた施策の内容や量、体制等について、多様な関係機関と協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくもの。	高齢者・障がい者・児童その他福祉の各分野に共通的な事項を記載する上位計画として、市町村における地域福祉の支援に関する事項を一体的に定めるもの。
施策項目	<ul style="list-style-type: none"> ① 福祉の各分野における共通的取組 ② 福祉サービスの適切な利用推進 ③ 社会福祉事業の健全発達 ④ 地域福祉活動への住民参加の促進 ⑤ 重層的支援体制整備事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ① 福祉の各分野における共通的取組 ② 市町村支援の基本的方針 ③ 福祉事業の従事者確保と資質向上 ④ 社会福祉事業の基盤整備 ⑤ 重層的支援体制整備事業の支援
令和4年 策定状況	道内113市町村（63.1%）が策定済み	道計画は平成29年度に策定済み

* 国による計画策定ガイドライン（法定5項目の詳細）

1 高齢・障がい・児童その他の福祉に共通して取り組むべき事項

取組例
(1) 就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の様々な分野との連携
(2) 各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
(3) 制度の狭間の課題への対応のあり方
(4) 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
(5) 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
(6) 居住に課題を抱える者への横断的な支援のあり方
(7) 就労に困難を抱える者への横断的な支援のあり方
(8) 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援のあり方
(9) 市民後見人等の育成や活動支援など、権利擁護のあり方
(10) 高齢者や障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や支援のあり方
(11) 保健医療・福祉等を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援のあり方
(12) 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
(13) 地域住民等が主体的に生活課題の解決に取り組むことができる地域づくり
(14) 官民連携の促進や地域福祉への関心の喚起に向けた寄附や共同募金等の推進
(15) 地域づくりに資する事業を一体的に実施するための補助金を活用した連携体制
(16) 全庁的な体制整備

2 市町村の地域福祉推進を支援するための基本的方針に関する事項

取組例

- (1) 市町村に対する支援
- (2) 市町村が実施する広域事業に対する支援
- (3) 都道府県管内の福祉サービスに関する情報収集、情報システムの構築

3 社会福祉事業の従事者確保と資質向上に関する事項

取組例

- (1) 福祉従事者を確保するための養成研修
- (2) 福祉従事者の知識・技術向上のための研修

4 サービスの利用促進、社会福祉事業の健全発達のための基盤整備に関する事項

取組例

- (1) 社会福祉法人や民間事業者等への適切な運営に関する指導・助言等
- (2) サービスの質の評価等の実施方策
- (3) 広域的事業や専門性が高い事業に関する情報提供、相談体制の確保
- (4) 成年後見制度や日常生活自立支援事業、苦情解決制度等に関する実施体制の確保

5 市町村における包括的な支援体制の整備支援に関する事項

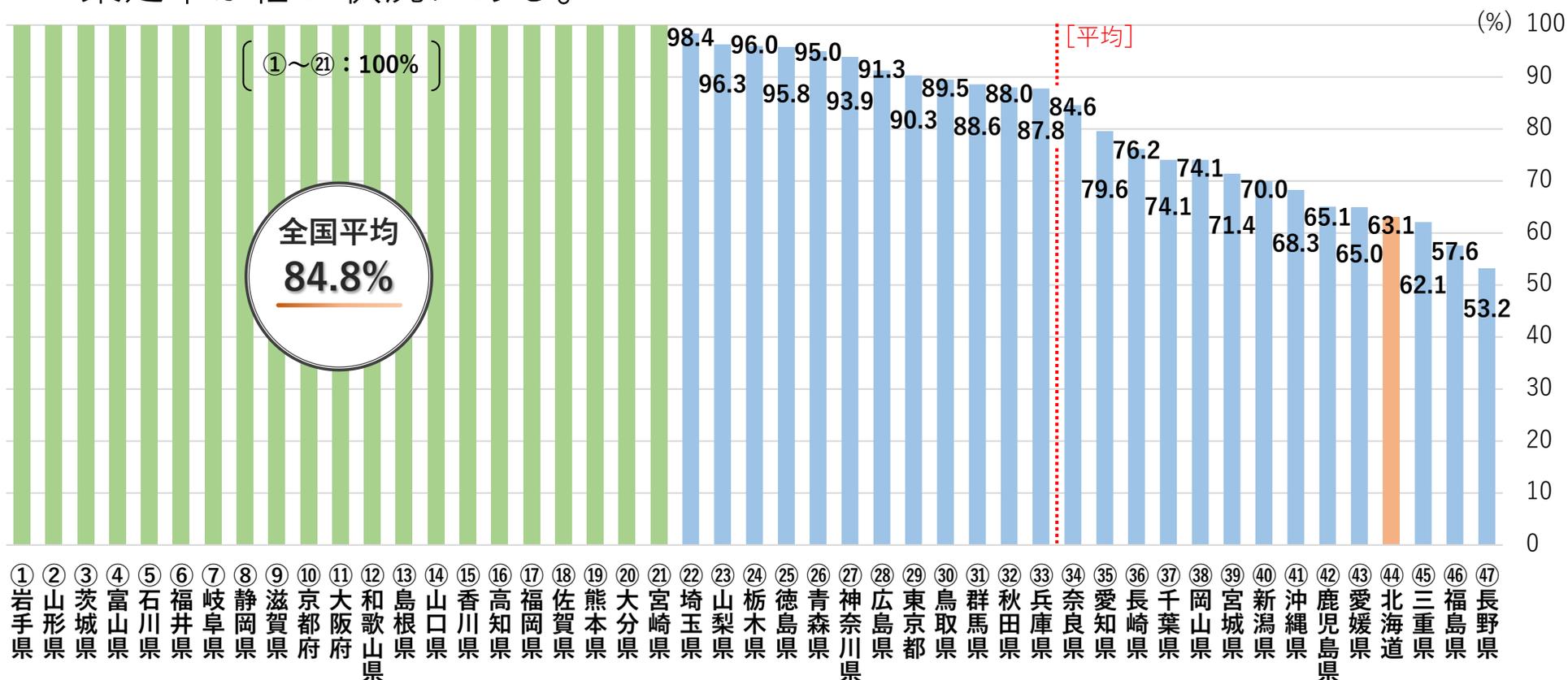
取組例

- (1) 単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築
- (2) 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案
- (3) 住民主体の地域づくりを進めるための人材育成等に関する市町村への技術的助言
- (4) その他必要な事項

* 市町村計画の策定状況（令和4年度時点）

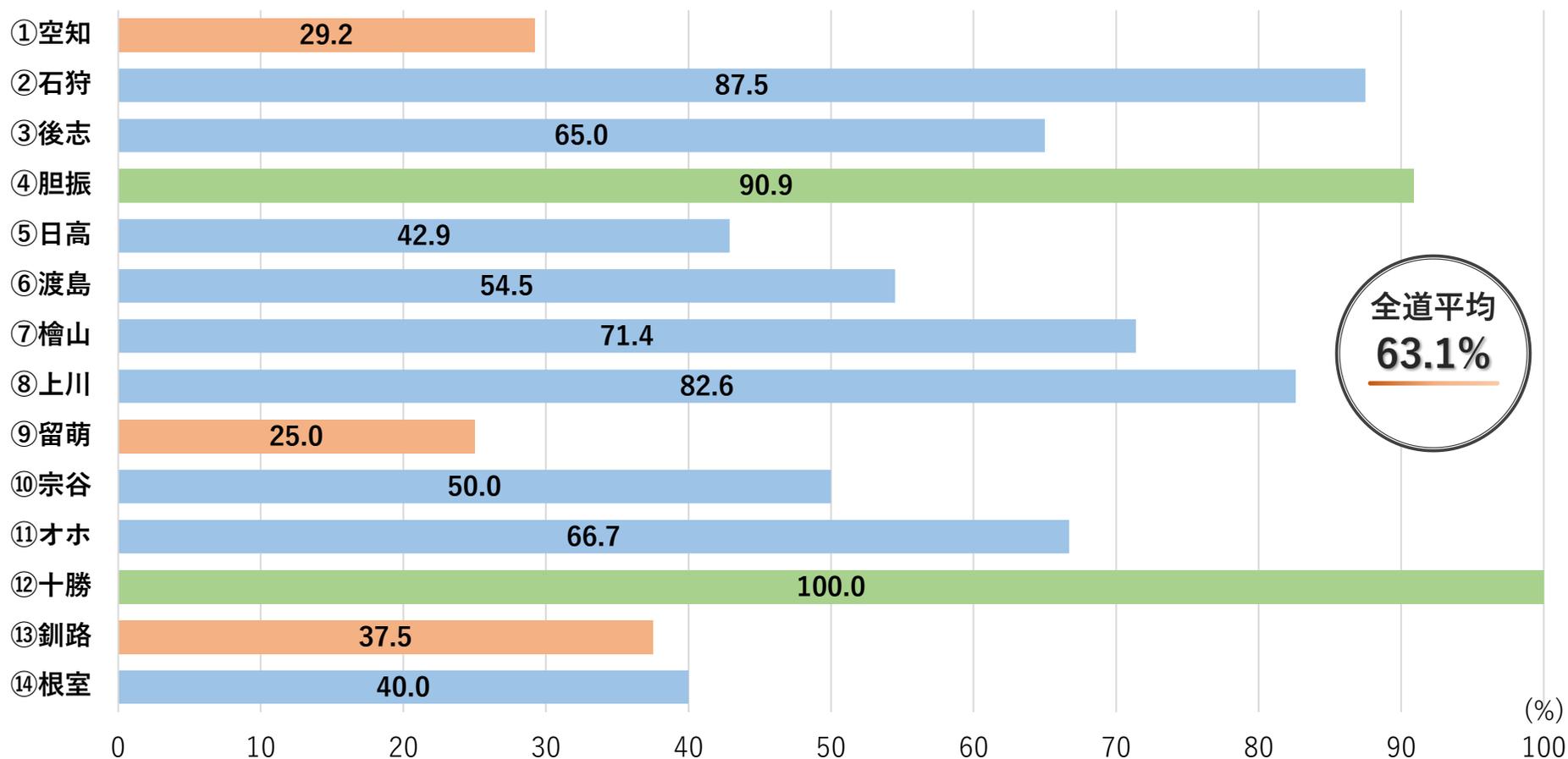
1 都道府県別・市町村計画の策定状況

- ✓ 全国的に80%超が策定済みとなっている中、道内市町村においては、ノウハウの不足や策定体制の確保が困難であることなどにより、他の都府県に比べて策定率が低い状況にある。

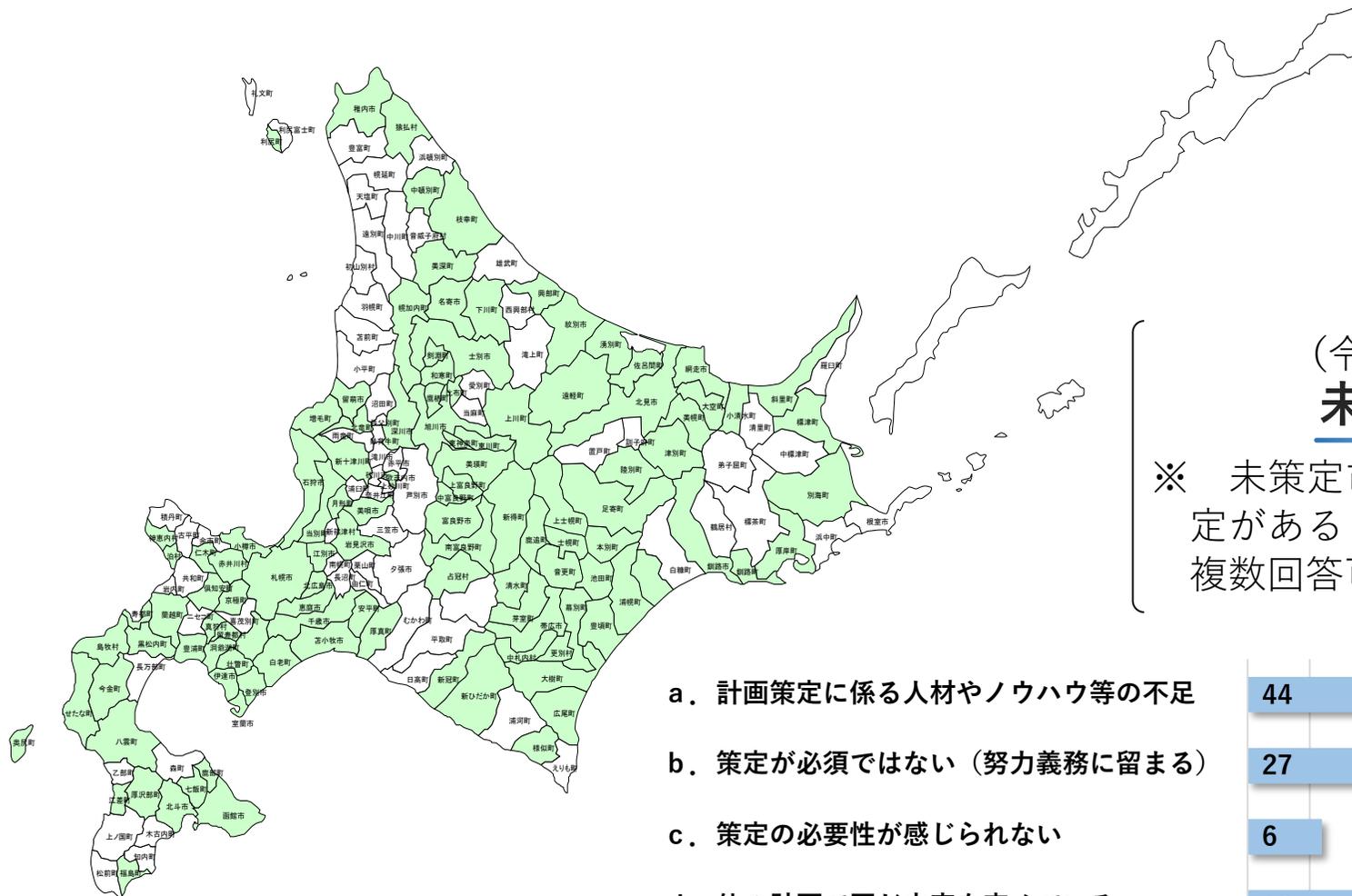


2 振興局別・市町村計画の策定状況（A 策定率の比較）

- ✓ 道内市町村の策定率について、振興局ごとに見ると地域差が顕著であり、胆振や十勝管内が90%を超えている一方、留萌・空知・釧路管内は20～30%台となっている。



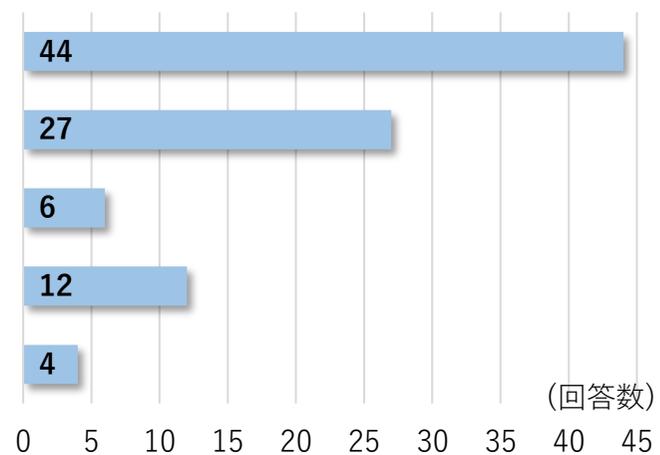
3 振興局別・市町村計画の策定状況（B 未策定の理由）



(令和4年度時点) 未策定の理由

※ 未策定市町村66のうち策定の予定があるとした11を除いた状況。複数回答可。

- a. 計画策定に係る人材やノウハウ等の不足
- b. 策定が必須ではない（努力義務に留まる）
- c. 策定の必要性が感じられない
- d. 他の計画で同じ内容を定めている
- e. その他



* 共生社会の実現に向けた地域における相互扶助の仕組みづくり

- ✓ 道では、高齢者や障がいのある方、子どもなどが地域住民とともに集い、互いに支え合う交流の場・仕組みとして「共生型地域福祉拠点」の取組を促進しており、令和3年度時点で179市町村に389の拠点が設置されている。

拠点の指定要件

1 住民の集いの場

…多世代・多様な住民の交流する場

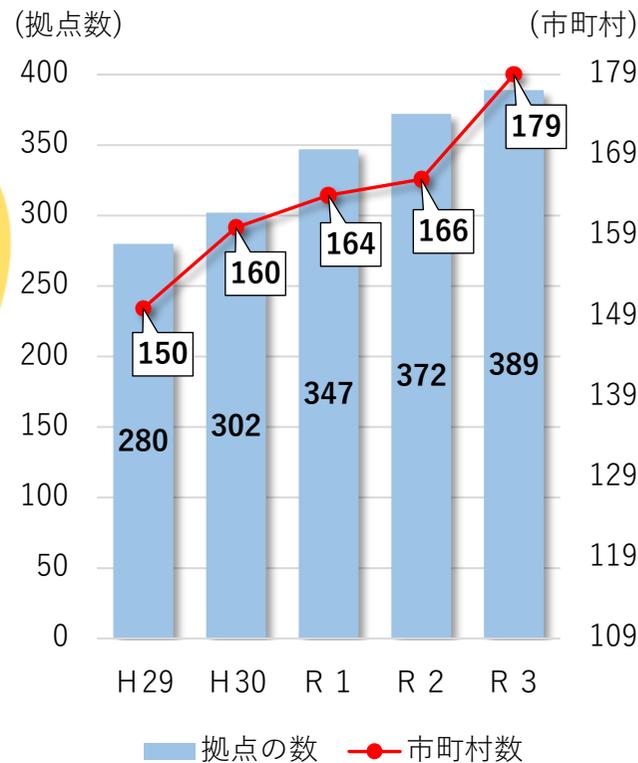
2 人が集うための取組

…幅広い住民の参加を促す仕掛け

3 支え合いの取組

…自然と支えられ、支え手ともなる取組

〔設置状況の推移〕



取組例

【当別町】(社福)ゆうゆう「共生型コミュニティ農園」の取組



ココルクエベフ
江別版CCRC
生涯活躍のまち拠点地域



取組例

【江別市】(社福)日本介護事業団「生涯活躍のまち拠点地域」の取組

* 多様な支援ニーズに対応するための属性を問わない相談支援体制づくり

✓ 地域住民が抱える複合課題や制度の狭間にあるニーズへの対応を目的とした重層的支援体制整備事業について、道内の一部市町村では、事業創設の平成28年からモデル事業を実施しており、以降も年々、実施市町村が増加しつつある。



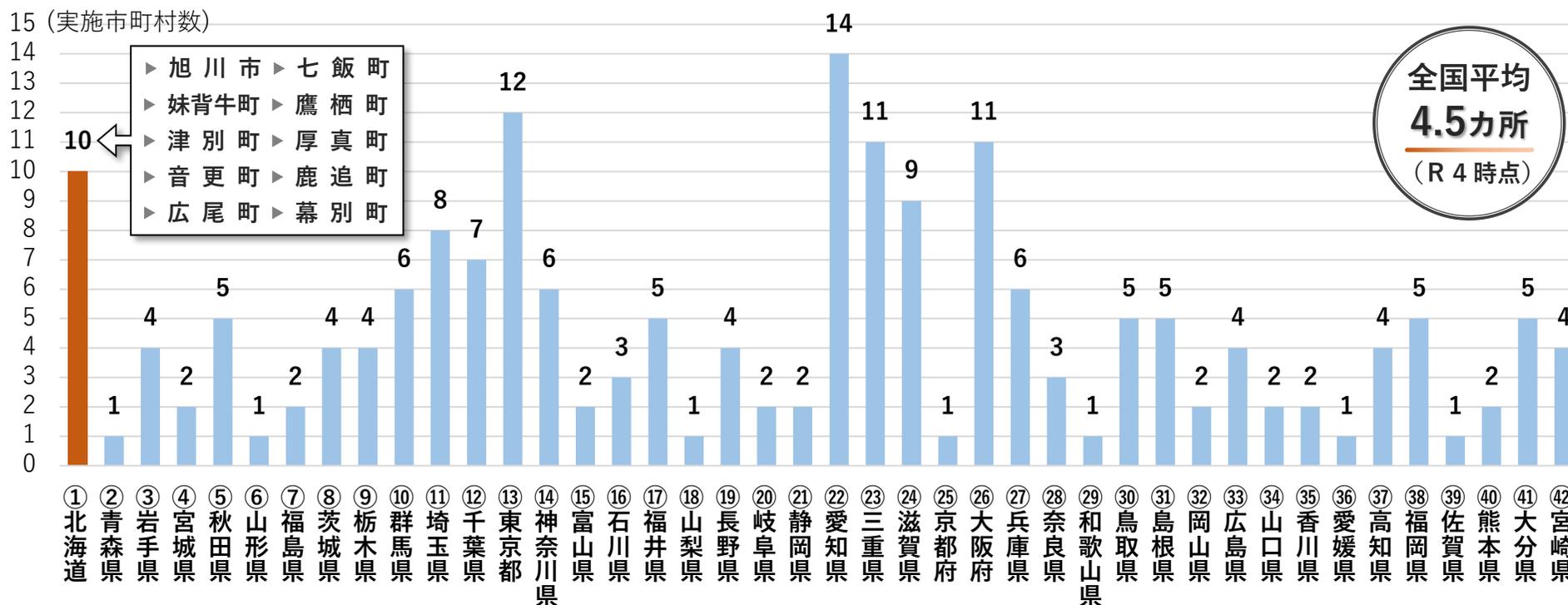
I 包括的相談支援
…属性や世代を問わず
相談を受け止める



II 参加支援
…社会とのつながりを
作るための支援



III 地域づくり
…世代や属性を超えて
交流できる場の確保



* 孤独・孤立対策に関する関係団体との連携強化や支援情報の発信

- ✓ 孤独・孤立の問題は、人生のあらゆる段階で誰にでも起こり得るものであることから、社会全体で対応していく必要があるとして、令和3年度、国において「重点計画」が策定され、これに基づく施策の総合的な実施が図られている。
- ✓ 道においては、孤独・孤立対策として総合的に行う施策はなく、関係団体との連携のあり方や活用可能な支援制度の整理が十分ではなかったことなどから、令和4年度に「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」を開始。

1 プラットフォーム設置に向けて

★庁内関係課や孤独・孤立対策に関わりのある法人・団体等からなる「設立準備会」を開催。

1	社会福祉法人	地域福祉
2	社会福祉法人	母子福祉
3	社会福祉法人	出所者支援
4	公益財団法人	社会福祉
5	社会福祉施設	児童福祉
6	相談支援センター	自殺対策
7	相談支援センター	ひきこもり支援
8	当事者支援団体	ひきこもり支援
9	特定非営利活動法人	市民活動
10	民間シェルター	DV被害者支援
11	民間シンクタンク	人口減少対策
12	市町村	同事業の実施主体

これまでの成果を踏まえ、今年度中の設置を目指す。

2 情報発信の取組

◀〔※ 10道府県で実施〕

★孤独・孤立への支援を行う団体に登録を呼びかけ、SNSを活用したICTツール「北海道支援情報ナビ」の内容充実と普及展開を後押し。

